

HPCI検討委員会運営規程

(目的)

第1条 本規程は、HPCI準備段階コンソーシアム運営規程(平成22年10月8日施行)第7条第2項の別途規程で定めるHPCI検討委員会(以下「委員会」という。)の運営を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、HPCI検討総会(以下「総会」という。)の議論を効率的に行うため、総会が定めた事項に関して調査、検討を行い、結果を総会に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、我が国の計算科学技術振興の観点に立ち、所属機関を越えて全体的な立場から検討を行い得る有識者をもって組織する。

2 委員は、総会において選任する。

(任期)

第4条 委員の任期はHPCI準備段階コンソーシアム解散時までとする。

2 事故等により委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は委員会における調査、検討並びに事務を掌理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を行う。

4 委員長は、委員会における調査、検討の経過および結果を、総会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会は、任務の円滑な遂行を図るために、具体的事項について調査、検討するワーキンググループを置くことができる。

(開催)

第8条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 委員会の決定事項は、委員会に参加している委員の合議により定める。ただし、委員会に参加している委員の四分の三以上の要求がある場合には、多数決をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところとすることができる。

4 委員会は、委員による率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則として非公開とする。

5 委員会の議事要旨については、ホームページ等を通じて公表する。

6 委員会の参加者における配布資料の取り扱いについては、原則本委員会のみでの使用に限る。その他の用途に使用する場合は本委員会に諮るものとする。

また、委員会の配布資料の開示についての取り扱いについては、行政機関の保有する情

報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律42号)の定めるところによる。
7 委員及び事務局以外の参加者については、第6条に基づき、委員長が指名する。

(事務)

第9条 委員会の事務は、HPCI準備段階コンソーシアム運営規程第8条に規定する事務局において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程は、委員会の議決をもって変更することができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において、別に定める。

附 則

1 本規程は、平成22年11月2日から施行する。